平成２８年（フ）第１１７２号
東京都東村山市栄町１丁目24―１―417
破産者　浜田　美穂
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３２６号
東京都町田市能ヶ谷４丁目10―９　ショコラ鶴川　Ｂ―101
破産者　田中　浩揮
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３３４号
東京都足立区花畑７丁目６―10―101
破産者　五十嵐　章
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３５５号
千葉県船橋市西船５丁目26―19―201
破産者　見上　修一
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１５０８号
東京都台東区西浅草３－９－２　川原第２ビル502、住民票上の住所千葉県東金市道庭1193―31
破産者　中村　公佳
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１５８２号
東京都葛飾区堀切１丁目７―11
破産者　戸谷　初恵（旧姓徳竹）
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９７６号
東京都北区田端４丁目７―12―401
破産者　高木　和子
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２７１号
東京都港区高輪３丁目４番13号　レフォルマ高輪６階
破産者　株式会社マイテックシステム
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２７２号
神奈川県藤沢市本藤沢６丁目８―17
破産者　寺田　　博
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３０２号
東京都世田谷区上北沢５丁目35番21―204号
破産者　株式会社ケイラボアンドカンパニー
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３０３号
東京都千代田区平河町１丁目６―11―402
破産者　小山　啓司
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３０４号
東京都新宿区新宿２丁目４番１号
破産者　都民環境開発株式会社
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３０５号
東京都新宿区新宿２丁目４－１―305
破産者　畑山　　淳
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３２３号
東京都中央区佃１丁目11番７―2010号
破産者　株式会社プラティナ
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３２４号
東京都中央区日本橋箱崎町19―28―101
破産者　渡邉　総子
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３６１号
東京都新宿区新宿１丁目４番13号
破産者　株式会社ＯＣＥＡＮ　ＢＬＵＥ　ＥＮＴＥＲＴＡＩＮＭＥＮＴ
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３６５号
東京都八王子市宇津木町394番地の９
破産者　有限会社エス・ジー工建
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３７５号
東京都中央区東日本橋２丁目６番11号　ＮＳビル６Ｆ
破産者　株式会社アドセンター
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３７６号
東京都江戸川区南小岩２丁目４番47号
破産者　有限会社Ｉ・Ｔ・Ｓ
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３７７号
東京都墨田区向島３－１―13　介護老人保健施設　葵の園・向島708、住民票上の住所東京都江東区猿江１丁目１－７―308
破産者　泉　　建二
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３９３号
東京都世田谷区船橋５丁目33番７―506号
破産者　ノン有限会社
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４０５号
長野県上伊那郡飯島町飯島152番地１の２
破産者　株式会社奈良がくぶち村
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部